

平成 21 年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書

第 1 審査の概要

1 審査の対象

平成 21 年度一般会計、特別会計及び公営企業会計の決算等に基づく健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を対象に審査を実施した。

2 審査の方法

知事から審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について

- (1) 法令に照らし、財政指標の算出過程に誤りがないか。
- (2) 法令等に基づき、適切な算定要素が財政指標の計算に用いられているか。
- (3) 財政指標の基礎となった書類等が、適正に作成されているか。
- (4) 財政指標の算定を行うに際して、客観的な事実に基づき、適切な判断が行われているか。

などに重点を置き、歳入歳出決算書、同付属書類及びその他の証憑書類と照合し、確認を行った。

なお、審査に当たっては、関係部局において積算根拠等の妥当性、客観性について確認したほか、公社・第三セクター等の現地調査を実施し、審査の参考とした。

第2 審査の結果

1 総合意見

審査に付された下記、健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

また、いずれの会計においても資金不足は発生していない。

【健全化判断比率】

比率名	平成21年度	(参考) 早期健全化基準	備考
実質赤字比率	- %	3.75 %	
連結実質赤字比率	- %	8.75 %	
実質公債費比率	12.7 %	25.0 %	
将来負担比率	198.5 %	400.0 %	

注) 1 実質赤字比率は、黒字であることから算定されない。

2 連結実質赤字比率は、資金剰余(黒字)であることから算定されない。

【資金不足比率】

会計名	平成21年度	(参考) 経営健全化基準	備考
地方卸売市場事業特別会計	- %	20 %	
港湾整備事業特別会計	- %	20 %	
流域下水道事業特別会計	- %	20 %	

注) 各会計の資金不足比率は、資金剰余(黒字)であることから算定されない。

2 個別意見

平成19年度から平成21年度の3か年平均により算定する実質公債費比率は12.7%であり、早期健全化基準25.0%を下回る水準となっており、20年度都道府県平均12.8%も下回っている。

平成21年単年度分の個々の算定項目と平成18年単年度分の算定項目を比較すると、分子において国営土地改良事業に対する負担金に係る債務負担行為により、公債費に準ずる債務負担行為が約27億円増加したものの、公債費などが減少したため比率の分子はほぼ横ばいとなっている。一方で、分母のうち「標準財政規模」

が県税収入が減少したことにより約52億円減少した。この結果、20年度算定値（12.6%）と比較すると、0.1ポイント上昇している。

平成21年度の将来負担比率は、198.5%で、早期健全化基準400%を下回る水準となっており、20年度都道府県平均219.3%も下回っている。

しかしながら、20年度算定値（190.9%）と比較すると、比率の分子である「将来負担額」において、退職手当債や行政改革推進債¹の残高が140億円増加し、あわせて分母のうち「標準財政規模」が県税収入が減少したことにより約75億円減少したため、7.6ポイント上昇している。

建設地方債残高は、平成13年度以降減少傾向にあったものの、20年度から再び増加に転じ、今後も高い水準で推移することが見込まれている。21年度減少した公債費も県債残高の増に伴い、22年度以降は高水準で推移することが見込まれるので、県債残高及び公債費の適切な管理が必要である。

1 行政改革推進債：

自主的に行政改革を推進し、財政の健全化に取り組む地方公共団体が、行政改革の取組による将来の財政負担の軽減により、元利償還を行うことができる見込まれる額の範囲内において発行することが可能となる地方債。

公共施設の整備事業等について、当該事業に係る通常の地方債に加え、充当残部分に対して充当することができる。

<参考>

(1) 実質赤字比率、連結実質赤字比率の算定における黒字額(実質収支額)及びその比率

項目	黒字額(実質収支額) 及びその比率	(参考)20年度算定値
実質赤字比率	1,565,424千円	3,220,269千円
	0.38%	0.78%
連結実質赤字比率	33,450,013千円	35,276,732千円
	一般会計等 1,565,424千円	一般会計等 3,220,269千円
	公営企業 31,884,589千円	公営企業 32,056,463千円
	8.33%	8.62%

比率：実質収支額 / 標準財政規模 × 100

本県の場合は黒字比率となっている。

(2) 実質公債費比率、将来負担比率

項目	比率	(参考)20年度算定値
実質公債費比率	12.7%	12.6%
将来負担比率	198.5%	190.9%

実質公債費比率 = $\frac{\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金} - \text{算入公債費等の額}}{\text{標準財政規模} - \text{算入公債費等の額}}$

将来負担比率 = $\frac{\text{将来負担額} - \text{充当可能財源等}}{\text{標準財政規模} - \text{算入公債費等の額}}$

(3) 資金不足比率の算定における資金剰余額およびその比率

【公営企業会計(公営企業法非適用)】

会計	資金剰余額 及びその比率	(参考)20年度算定値
地方卸売市場事業 特別会計	9,101千円	10,901千円
	3.08%	2.88%
港湾整備事業 特別会計	14,609千円	12,961千円
	18.28%	10.58%
流域下水道事業 特別会計	480,841千円	710,998千円
	11.34%	16.32%

比率：資金剰余額〔実質収支額〕 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

本県の場合は黒字比率となっている。

【公営企業会計（公営企業法適用）】（再掲）

会計名	資金剰余額 及びその比率	（参考）20年度算定値
水道事業会計	13,592,291 千円	13,506,043 千円
	115.94%	126.52%
工業用水道事業 会計	14,336,467 千円	14,012,461 千円
	234.21%	223.35%
電気事業会計	2,254,736 千円	2,627,868 千円
	77.46%	85.16%
病院事業会計	1,196,544 千円	1,175,231 千円
	8.73%	8.55%

比率：資金剰余額（流動資産 - 流動負債等） / （営業収益 - 受託工事収益） × 100

【財政健全化法における健全化判断比率等の対象範囲】

一般会計等 (普通会計)	一般会計		↑ 実質赤字比率 ↓	↑ 連結実質赤字比率 ↓	↑ 実質公債費比率 ↓	↑ 将来負担比率 ↓	↑ 資金不足比率 ↓
	特別会計	母子及び寡婦福祉資金貸付事業特別会計					
		あすなろ学園事業特別会計					
		農業改良資金貸付事業等特別会計					
		林業改善資金貸付事業特別会計					
		沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計					
		中小企業者等支援資金貸付事業等特別会計					
		公共用地先行取得事業特別会計					
	公営事業会計	交通災害共済事業特別会計					
		公営企業会計					
港湾整備事業特別会計							
流域下水道事業特別会計							
企業特別会計			水道事業会計				
		工業用水道事業会計					
		電気事業会計					
病院事業会計							
一部事務組合	四日市港管理組合						
地方公社・ 第三セクター等	三重県道路公社					↑ 将来負担比率 ↓	
	三重県土地開発公社						
	公立大学法人三重県立看護大学						
	三重県環境保全事業団(損失補償)						
	三重県農林水産支援センター(損失補償)						
	三重県信用保証協会(損失補償)						
	三重県産業支援センター(損失補償)						
	東海労働金庫(損失補償)						

実質赤字比率

1 対象範囲

一般会計及び特別会計のうち、次に掲げるもの以外のもの(以下「一般会計等」という。)

- (1) 地方公営企業法第2条の規定により同法の規定の全部又は一部を適用する(公営企業(以下「法適用企業」という。)に係る特別会計
- (2) 地方財政法第6条に規定する政令で定める公営企業のうち、法適用企業以外のもの(以下「法非適用企業」という。)に係る特別会計
- (3) その他、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第2条で定めるもの(以下「(狭義の)公営事業会計」という。)に係る特別会計

2 対象となる一般会計等

三重県一般会計

三重県母子及び寡婦福祉資金貸付事業特別会計

三重県立小児心療センターあすなる学園事業特別会計

三重県農業改良資金貸付事業等特別会計

三重県林業改善資金貸付事業特別会計

三重県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計

三重県中小企業者等支援資金貸付事業等特別会計

三重県公共用地先行取得事業特別会計

連結実質赤字比率

1 対象範囲

公営事業会計、公営企業会計を含む県のすべての会計

2 対象となる会計

(1) 一般会計等 上記 - 2 のとおり

(2) 公営事業会計に係る特別会計

三重県交通災害共済事業特別会計

(3) 法非適用企業に係る特別会計

三重県地方卸売市場事業特別会計

三重県港湾整備事業特別会計

三重県流域下水道事業特別会計

(4) 法適用企業に係る特別会計

三重県水道事業会計

三重県工業用水道事業会計

三重県電気事業会計

三重県病院事業会計

実質公債費比率

1 対象範囲

公営事業会計、公営企業会計を含む県のすべての会計、一部事務組合

2 対象となる会計等

- (1)一般会計等 上記 - 2 のとおり
- (2)公営事業会計 上記 - 2 - (2) のとおり
- (3)公営企業会計 上記 - 2 - (3)、(4) のとおり
- (4)一部事務組合
四日市港管理組合（一般会計及び特別会計）

将来負担比率

1 対象範囲

公営事業会計を含む県のすべての会計、一部事務組合、地方公社及び第三セクター等

2 対象となる会計等

- (1)一般会計等 上記 - 2 のとおり
- (2)公営事業会計 上記 - 2 - (2) のとおり
- (3)公営企業会計 上記 - 2 - (3)、(4) のとおり
- (4)一部事務組合 上記 - 2 - (3) のとおり
- (5)地方公社
 - 三重県道路公社
 - 三重県土地開発公社
- (6)第三セクター等
 - 三重県立看護大学
 - 三重県環境保全事業団
 - 三重県農林水産支援センター
 - 三重県信用保証協会
 - 三重県産業支援センター
 - 東海労働金庫

資金不足比率

1 対象範囲

- (1)法適用企業に係る特別会計
- (2)法非適用企業に係る特別会計

2 対象となる会計等

- (1)公営企業会計 上記 - 2 - (3)、(4) のとおり